

用地調査点検等技術業務共通仕様書 新旧対照表

※赤字下線部分が今回改正箇所

(新)	(旧)
第1章 略 第2章 用地調査点検等技術業務の基本的処理方法 第8条から第19条まで 略 (成果物) 第20条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。 一～三 略 <u>(削る)</u> 2～4 略 第21条から第25条まで 略 (個人情報の取扱い) 第26条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、<u>岐阜県個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年12月20日岐阜県条例第41号）</u>等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の<u>安全管理</u>のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。 第27条から末尾まで 略	第1章 略 第2章 用地調査点検等技術業務の基本的処理方法 第8条から第19条まで 略 (成果物) 第20条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。 一～三 略 <u>四 容易に取りはずすことが可能な方法により編綴する。</u> 2～4 略 第21条から第25条まで 略 (個人情報の取扱い) 第26条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）</u>、<u>岐阜県個人情報保護条例（平成10年7月1日条例第21号）</u>等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の<u>適切な管理</u>のために必要<u> </u>な措置を講じなければならない。 第27条から末尾まで 略